

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の4つの事項をコーポレート・ガバナンスに関わる重要課題であると認識しております。

- ・会社の意思決定機関である取締役会の一層の機能充実
- ・監査等委員による取締役の業務執行に対する監視機能の充実
- ・不正を防止する体制づくりとその運営
- ・ステークホルダーに対する重要な情報の適時・適切な提供のための社内体制の更なる整備

また、意思決定において極端な短期的利益の追求やガバナンスの形骸化等が起こらないように、常に中長期的な利益の確保、極大化も重視した経営判断を行っております。

そのために、社外取締役として弁護士、公認会計士等の職業的専門家を積極的に登用することにより、取締役会、監査等委員会を活性化させ、コーポレート・ガバナンス機能の充実に鋭意取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会招集通知の英訳】

当社は、インターネット議決権行使及び議決権行使プラットフォームを導入し、議決権の電子行使を可能とする仕組みを既に利用しております。一方、外国人株主の利便性を考慮し、株主総会招集通知の英訳の検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画書】

ITやインターネット業界においては、経営環境や技術の変化はグローバルな競争の下でスピードが速いため、当社ではいわゆる「中長期計画書」を作成する代わりに、半期ごとの「決算説明会」や株主総会日に行う「近況報告会」において、その時の環境に応じて最新化した経営戦略について説明を行うとともに、その資料につきましては、当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-2-1 中期的業績連動報酬及び自社株報酬】

当社は現時点においては、取締役の報酬について、中期的な業績に連動する報酬および自社株報酬を導入しておりません。今後、中長期的な企業価値向上に資するインセンティブ付与の仕組みの導入を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 諮問委員会設置等による指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言】

当社は、取締役8名中4名が社外取締役であり、業務執行を行う取締役(代表取締役を除く)と経営幹部全員に毎年個人業績のプレゼンテーションの実施といわゆる360°評価を義務付けています。さらに、当該プレゼンテーションには社外取締役も参加するとともに、必要に応じ意見を述べており、取締役の指名や報酬の検討については、客観性や公正性を確保できていると考えておりますが、今後は取締役の指名・報酬に関し任意の諮問委員会を設けるなど更なる説明責任の強化を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示】

当社の取締役会は、現時点において、出席率が高く、十分な議論の時間が確保され、活発な意見交換がなされ、実効性が高いものであると認識しておりますが、今後は各取締役の自己評価を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析と評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4いわゆる政策保有株式】

当社は、株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使基準を次のとおり定めています。

1) 株式の政策保有に関する方針

1. 取得に当たっては、中長期的な観点から、当社の経営における取引関係の維持し、シナジー効果の創出の見込み等の必要性を検討した上で、保有の合理性を総合的に判断するものとし、単なる安定株主としての取得は行わない。
2. 保有にあたっては、適宜、当該会社の情報を入手するとともに、リターンとリスクの評価、時価の経済的合理性の検討を行い、保有目的に合致しないと認められることとなった場合には処分を検討する。

2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

1. 株主としての権利行使の観点から、原則としてすべての議案に関して議決権を行使する。
2. 提示された議案については、当社の保有目的に合致するか否か、当社の経営に及ぼす影響等を総合的に勘案して賛否を判断する。
3. 議決権の行使に当たり、利益相反の恐れがある場合は、第三者に助言を求め、適切に対処する。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との取引については、該当する取締役を利害関係人として除外した上で取締役会で審議・決議をすることとしています。また取締役に対して決算期ごとに関連当事者取引に関する調査を実施するなど管理体制を整えています。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び経営計画は、決算短信、決算説明会資料及び有価証券報告書等に記載しており、当社ホームページにも掲載し

ています。

2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1-1基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

3)取締役・経営陣幹部の報酬決定に係る方針と手続

監査等委員を除く取締役の報酬の決定については、株主総会決議による金額の範囲内で、各取締役による全社公開のプレゼンテーションを実施の上、会社への貢献度を評価して代表取締役が決定し、代表取締役の報酬は他の取締役の合議で決定しています。執行役員や子会社の取締役の報酬の決定もこれに準じています。監査等委員を除く取締役の報酬の決定について、監査等委員は、上記プレゼンテーションに出席するとともに、必要に応じ、意見を述べております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会決議による金額の範囲内で監査等委員である取締役の合議で決定しております。

4)取締役・経営陣幹部の指名・選任に係る方針と手続

取締役の指名については当社の企業価値の増大とリスクマネジメントに貢献すると考えられる候補者を独立社外取締役が半数を占める取締役会での決議を経て株主総会に上程し、その決議を得るというプロセスによっております。監査等委員でない取締役については任期が1年であることから、重任する場合は、全社公開のプレゼンテーションを実施の上、各事業年度の成果を考慮して指名しております。監査等委員である取締役は独立した立場を持ち、豊富な知識や高い知見から他の取締役の監督をすることができる者を指名しております。

5)当社の取締役候補者の選任・指名についての説明

社内及び社外取締役とも、株主総会招集通知に個々の略歴に加え、個々の選任理由も記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」において、取締役会で審議が必要な事項を定めるとともに「業務分掌及び決裁規程」において経営陣に決定を委ねる事項を定め、業務執行における各職位の責任と権限を明確にしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立役員である社外取締役を4名選任しており、取締役8名中、その半数を占めております。そのため、独立社外取締役による経営の監視及び監督機能は十分に果たされていると認識しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、会社法が定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を見らし、経営陣としての経験・見識や、財務・会計・コンプライアンスまたは法律に関する専門的な知見を有することにより、当社の意思決定に関する助言や経営の監督への貢献を期待できる者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体に関する考え方】

前記【原則3-1 (4)】の記載をご参照ください。

【補充原則4-11-2 役員の上場会社の役員兼任状況】

当社では、株主総会収集通知及び有価証券報告書において取締役の主な兼任状況を毎年開示しています。新たに兼任が発生する場合は、取締役会においてその兼任が合理的な範囲であるかを確認しています。

【補充原則4-11-3】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の記載をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役等のトレーニングの方針】

当社は、外部講師を招き、取締役を含む経営幹部を対象とした社内勉強会を実施し、会社法、金融商品取引法を始めとする経営上必要な知識のトレーニングを実施しております。また、社外取締役の就任時においては、取締役会事務局から当社グループの概況などに関する説明を実施しております。なお、取締役が外部団体等に参加することにより、必要な知識の習得や更新等を行うことを推奨しております。また、社内の経営幹部候補者については外部のセミナーへ定期的に派遣し、必要な知識の習得に努めるとともに、必要に応じて国内外の教育機関への留学や共同研究にも派遣しているほか、グループ子会社に役員として派遣し、必要な知識の習得や経営経験を積む機会を提供しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主様と継続的かつ積極的な対話を行い、当社の経営方針や成長戦略を共有いただくため、執行役員1名をIR担当に指名するとともに、IR担当部署を設置し、合理的な範囲で株主からの対話の申し込みに対応しています。また、これらにより得られたご意見やご要望は全取締役へ報告することにより、資本市場との建設的な対話に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社キー・ウェストネットワーク	11,952,100	25.08
金丸 恭文	7,123,400	14.95
フューチャー株式会社	2,958,872	6.21
SGホールディングス株式会社	2,000,000	4.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,327,700	2.79
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,103,500	2.32
有限会社クロスシティ	957,700	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	818,500	1.72
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	721,100	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	683,400	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

大株主の状況は、2016年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
牧 保	他の会社の出身者														
川本 明	他の会社の出身者														
三田村 典昭	公認会計士														
渡邊 光誠	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧 保	○	○	—	企業金融・リスク管理に関する豊富な経験と高い知見を有しており、これらを活かした監査を期待し、監査等委員である取締役に選任しております。なお、牧保氏は監査等委員として、取締役会はもとより毎週開催の重要な子会社の経営会議へ出席しており、今後も引き続き、社外取締役として独立した立場で会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

川本 明	○	○	——	<p>経済政策分野や企業投資における豊富な経験と高い知見に基づく、客観的な視点からの提言による取締役会への貢献に加え、他の取締役への牽制・監督を期待し、監査等委員である取締役に選任しております。</p> <p>また、会社と特別な利害関係がなく、第三者の立場で取締役会に意見できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
三田村 典昭	○	○	——	<p>会計及び内部統制の専門家としての視点からの監査を期待し、監査等委員である取締役に選任しております。</p> <p>なお、三田村典昭氏は公認会計士の資格を有しており、企業の財務及び会計に関する知見を相当程度有しております。また、監査業務も熟知しており、その専門的な視点かつ独立した立場にて監督、助言を行うことで、会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
渡邊 光誠	○	○	——	<p>法律の専門家としての視点からの監査を期待し、監査等委員である取締役に選任しております。</p> <p>なお、渡邊光誠氏は弁護士の資格を有しており、企業の法務をはじめとして広範な法律に関する知見を相当程度有しており、その専門的な視点かつ独立した立場にて監督、助言を行うことで、会社の業務執行への牽制機能としての役割が期待できることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・内部監査室及びファイナンシャル&アカウントンググループは必要に応じて監査等委員の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化しております。
- ・監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動や懲戒処分等については、監査等委員の同意を必要とする。また、当該使用人の人事評価については、事前に監査等委員の意見を聴取しております。
- ・監査等委員から監査等委員監査を補助することの要請を受けた内部監査室及びファイナンシャル&アカウントンググループの使用人は、その要請に関する業務については、監査等委員を除く取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査計画策定の段階で、監査等委員と監査計画の打ち合わせを行い、内部監査の結果については監査等委員会で報告をしている他、その途中段階においても適宜意見交換をしております。
また、会計監査人から監査等委員会に対して、四半期毎に会計監査の結果報告並びにそれに対する質疑応答及び意見交換を行う等により、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の役職員に対してストックオプション制度を導入していましたが、平成27年3月23日に行使期間が終了いたしました。現在はストックオプションとして新株予約権を発行しておりませんが、今後、役職員等のインセンティブのために新株予約権を発行する可能性はあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示は行っていません。
なお、事業報告及び有価証券報告書において監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役それぞれについて社内・社外に区分して開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員を除く取締役の報酬決定は株主総会決議による金額の範囲内で、業務執行を行う取締役による(代表取締役を除く)の全社公開のプレゼンテーションを実施の上、取締役会決議による委任に基づき、代表取締役が監査等委員を除く各取締役の業績への貢献度等を勘案し報酬額を決定し、代表取締役の報酬は、他の取締役の合議により決定されます。
なお、監査等委員である取締役の報酬は株主総会決議による金額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

【社外取締役のサポート体制】

内部監査室及びファイナンシャル&アカウントिंगグループが窓口となり、適宜サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の機関としては株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、8名の取締役(うち監査等委員である取締役4名、いずれも社外取締役)により構成され、毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は4名(いずれも社外取締役)で構成されており、内部監査部門や会計監査人と連携を図りながら、独立的・客観的立場から業務執行の監査を行っています。また、監査等委員会は必要に応じて当社及び当社子会社の取締役、義務執行部門から報告を受けております。

会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査及び四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間には特別な利害関係はありません。

内部監査は独立した組織である内部監査室に所属する担当者1名が監査計画を立案し、当社及び子会社の組織機能及び業務の適法性、妥当性

及びコンプライアンスについて内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

取締役の指名については当社の企業価値の増大とリスクマネジメントに寄与すると考えられる候補者を取締役会での決議を経て株主総会に上程し、その決議を得ると言うプロセスによっております。監査等委員を除く取締役については、任期が1年であることから、業務執行を行う取締役(代表取締役を除く)は全社公開のプレゼンテーションを実施の上、各事業年度の成果により指名し、監査等委員である取締役は、独立した立場を持ち、豊富な知識や高い知見から他の取締役の監督をすることができる人物を指名しております。

監査等委員を除く取締役の報酬の決定については、株主総会決議による金額の範囲内で、監査等委員を除く各取締役による、全社公開でのプレゼンを実施の上、会社への貢献度を評価して代表取締役が決定し、代表取締役の報酬は他の取締役の合議で決定しています。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会決議による金額の範囲内で監査等委員である取締役の合議で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員に、取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っております。さらに、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部監査等に関して、後記の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているような体制を確立していることにより、適正で効率的な企業経営を行うことができるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限である2週間より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただけるように株主総会日を設定しております。2017年は3月28日に株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性向上と議決権行使の円滑化を図るため、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加することにより、国内外の機関投資家が議決権行使の利便性を図っております。
その他	当社ホームページ上に株主総会招集通知を招集通知の発送より早く掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度末決算及び第2四半期決算時にアナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に実施しております。また個別にアナリスト・機関投資家へのスモールミーティングを随時、実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	外部発表資料、年2回のアナリスト・機関投資家向け説明会資料及び株主宛送付資料を適時にIRページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ファイナンシャル&アカウンティンググループ内にIR部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「顧客」「株主」「従業員」「取引先」「社会」などのステークホルダーの立場を尊重することに関し、「コンプライアンス規程」「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ITイノベーションの成果である最先端技術を広く社会の発展に活かす場としてフューチャーイノベーションフォーラムを2006年に立上げ、その事務局として、会員向けのワークショップやセミナーをはじめ、未来を担う子供達を対象としたプログラムなど様々な活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記の「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」において、法令や社内規則の範囲で、適時適切な情報開示を行うことを定めております。
その他	ステークホルダーのうち、株主に関しては、当社の企業価値の最大化に努め、その業績に応じた適正な配当性向(目安としては連結配当性向35%以上)による配当を実施し、当社株式から得られるリターン(キャピタルゲイン及びインカムゲイン)の中長期的最大化を目指しております。従業員に関しては、コーポレートファミリーサービスグループがオフィス設計、両立支援等のワークスタイルサポート及びヘルスケア等、従業員が最高のパフォーマンスを発揮できる環境とサービスの提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、経営理念および“Future Way”(行動指針)を策定するとともに、コンプライアンス規程およびビジネスコンダクトガイドラインを定め、業務執行が法令ならびに定款および社内規程に適合し、社会規範に沿った公正かつ適正なものであることを確保する。
 - (2)当社は持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用、グループ全体の経営戦略の策定、グループの内部監査の実行、各子会社の業績その他の経営状況のモニタリングを通してグループ経営を推進する。
 - (3)当社は担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持管理、問題点の把握と解決および研修等を行う。
 - (4)当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに違反する行為についての通報や相談に応じるため、社内および外部に相談窓口を設置し、問題の早期発見と是正を図る。
 - (5)内部監査室は監査計画を立案し、必要に応じて社外専門家とともに、当社および子会社の組織機能および業務の適正性、妥当性およびコンプライアンス等について、定期および臨時に内部監査を実施する。内部監査結果は代表取締役および監査等委員会に報告する。
 - (6)取締役会は、取締役会への付議・報告に係る社内規程を整備し、当該社内規程に則り会社の業務執行を決定する。代表取締役社長は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議および社内規程に基づき業務を執行する。
 - (7)取締役会が取締役の職務を監督するため、取締役は職務執行状況を社内規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - (8)取締役の職務執行に対して監査等委員会による監査を受ける機会を十分に実質的に確保する。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに定款および社内規程に従い適切に作成・保存し管理する。
 - (2)当社は社内規程に基づき、子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスクを適切に認識し、損失の発生を未然に防止するため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制の整備を進める。
 - (2)リスクマネジメントの専門組織としてリスク管理室を置き、当社および子会社におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、グループ全体的な視点から横断的なリスクマネジメント体制の整備を促進する。
 - (3)システム開発案件等プロジェクトの形態をとって実施運営される業務の遂行にあたっては、そのプロジェクトを統括する事業部門が内在するリスクを把握、分析、評価し適切な対策を実施する。プロジェクトの見積精度や成果物の品質の検証、遂行のための人員体制確保などについて、当該事業部門の他にプロジェクトとは独立した品質管理部門が提案時およびプロジェクトの進行過程においてリスクを把握、分析、評価し適切な対策を迅速に実施する。
 - (4)情報セキュリティについてはチーフ・セキュリティ・オフィサーを任命し、その下で情報セキュリティ部門がセキュリティの強化活動を行う。
 - (5)大規模災害、システム障害等大きな影響を与えるリスクに対しては、事業継続計画(BCP)を作成し、リスクの発生を最小限にとどめる体制をとる。
- 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社および子会社においては、毎月の定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催して運営しており、特にリスクファクターを明確にして意思決定のプロセスに反映することおよび異なる意見も交えて実質的な議論を行うことに留意している。
 - (2)取締役、執行役員、子会社社長等にて構成されるグループ経営会議を実施し、職務執行の報告および重要事項の決定を行う。
- 上記1.から4.までに掲げる体制のほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社は、関係会社管理規程等を作成し、これに基づいて関係会社管理部門が子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。
 - (2)子会社は、当社と連携・情報共有を保ちながら、規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
 - (3)子会社は、事前に当社の取締役または取締役会の承認を要する事項および子会社から当社への報告を求める事項等について、当社関係会社管理規程に基づく社内規程を策定し、これに従うものとする。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)内部監査室およびファイナンシャル&アカウンティンググループは必要に応じて監査等委員会の監査を補助する旨、業務分掌規程で明確化する。
 - (2)監査等委員会の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動や懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。また、当該使用人の人事評価については、事前に監査等委員会の意見を聴取する。
 - (3)監査等委員会から監査を補助することの要請を受けた内部監査室およびファイナンシャル&アカウンティンググループの使用人は、その要請に関する業務については、監査等委員以外の取締役および上等の指揮・命令を受けないものとする。
- 当社および子会社の役職員が、監査等委員会(または監査等委員会が選定する選定監査等委員。以下同じ)に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項
 - (1)当社および子会社の役職員は、その職務の執行について監査等委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。また、当社および子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見もしくはその報告を受けたときには、当該事実を監査等委員会に対し報告する。
 - (2)当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、内部相談・通報窓口で報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査等委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ必要と認められるとき、または監査等委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - (3)当社および子会社の役職員が内部相談・通報窓口および監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、社内規程等に不利益取扱いの禁止を明示する。
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還 請求をしたときは当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、内部監査室、子会社の監査役および会計監査人と相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

(2) 代表取締役は、監査等委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査等委員会による監査機能の実効性向上に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方

当社は、反社会的な勢力・団体に対してはいかなる関係も持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で拒否し、利益の供与は一切行わないことを基本方針としております。

2) 整備状況

リスク管理室を対応統括部署とし、リーガルグループと連携しながら事業活動における反社会的勢力に関する各種リスクの予防を行っております。また、警察、特殊暴力防止対策協議会等の専門機関、顧問弁護士等と連携し、適宜情報の収集や管理、対応の相談等を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要については、以下のとおりであります。

1) 適時開示に係る基本方針

当社グループは、経営の適法性の確保や透明性を向上させるため、経営成績及び事業活動等の会社情報を株主・投資家の皆様に正確かつ公平に適時開示を行うことが上場会社の重要な社会的責任の1つであると認識しております。

そのため、東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、適切なタイミングで正確な情報開示に努めるとともに、適時開示規則では必ずしも開示を求められていない会社情報やPR情報等についても、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと判断したものにつきましては、積極的に開示を行うこととしております。

2) 適時開示担当組織の整備状況

当社は、ファイナンシャル&アカウンティンググループ(経理部門)を担当する執行役員を情報取扱責任者に任命し、的確な情報の把握及び厳正な情報管理に努めております。当社各部門及び子会社の開示すべき情報は情報取扱責任者に逐次報告され、遅滞なく適時開示する体制を整備、運用しております。なお、適時開示を担当している組織はファイナンシャル&アカウンティンググループになります。

3) 適時開示手続きの整備状況

当社の各部門等において開示が必要な事項または必要な可能性がある事項が起こった場合、決定事実及び決算情報につきましては各部門責任者・関係会社社長からファイナンシャル&アカウンティンググループ、情報取扱責任者に伝達され、関連法令及び適時開示規則等に基づき開示義務の要否を速やかに確認し、代表取締役へ報告しております。代表取締役は、開示義務がない場合においては開示を実施するか否かを判断し、開示義務がある情報及び開示すべきと判断した情報については取締役会にて開示資料を審議・承認された後、速やかに開示を行っております。

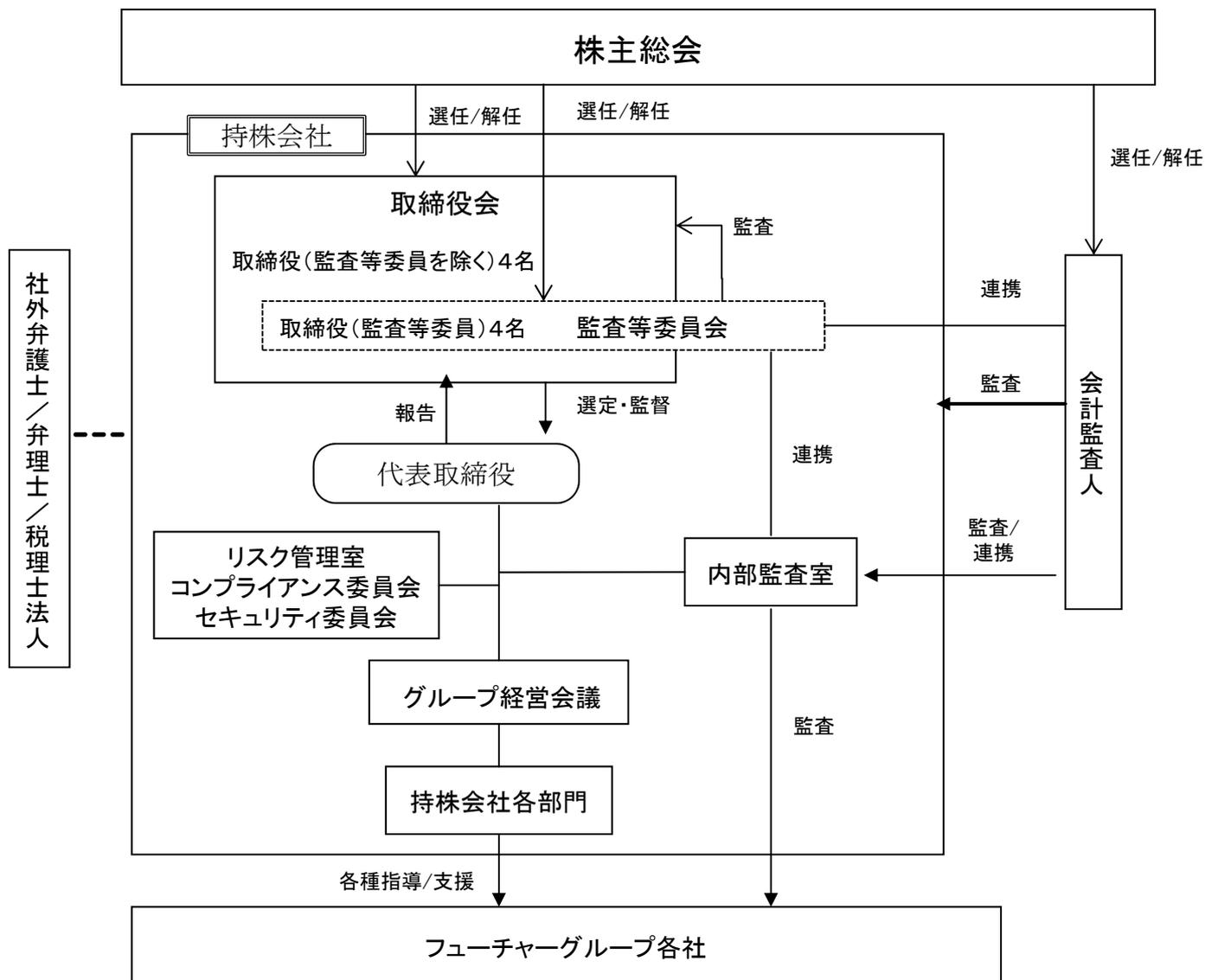
また、発生事実につきましては、決定事実及び決算情報と同様のプロセスにより、ファイナンシャル&アカウンティンググループ、情報取扱責任者を經由して代表取締役へ報告される体制になっておりますが、速やかかつ適切な開示を行うべく、代表取締役の判断により、取締役会を経ずに開示を行うこともあります。

上記のプロセスを経た後、必要に応じて東京証券取引所に内容を説明するとともに、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。併せて、記者クラブへの開示資料の投函、当社ホームページへの開示資料の掲載等により、会社情報が広く速やかに伝達されるように努めております。

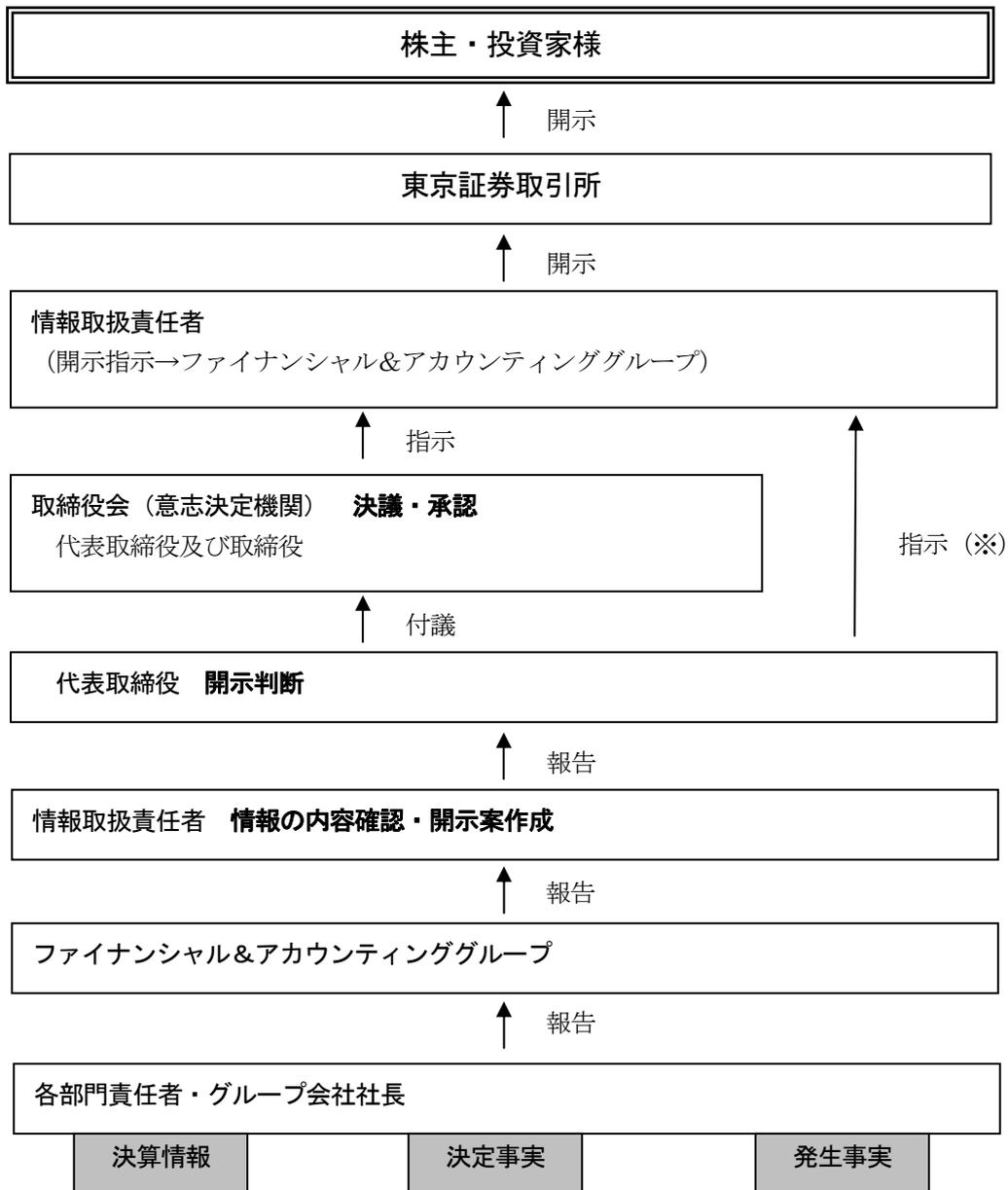
4) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備状況

当社は、代表取締役直轄で内部監査室を設置しており、他の部門から独立して監査業務を行っております。適時開示体制の適法性、妥当性及び効率性についても監査対象に含まれており、監査の結果、必要に応じて問題点の改善や是正を行ってまいります。

<コーポレート・ガバナンス体制の概要>



【会社情報の適時開示等の社内体制】



※発生事実に関しましては、速やかかつ適切な開示を行うべく、代表取締役の判断により、取締役会を経ずに開示を行うこともあります。

以上